

千葉市要保護児童対策及びDV防止地域協議会個別ケース検討会議運営要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉市要保護児童対策及びDV防止地域協議会設置要綱（平成21年7月23日施行。以下「要綱」という。）第8条に定める個別ケース検討会議（以下「会議」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(関係機関)

第2条 要綱第8条第1項に定める関係機関等は、次に掲げるものとする。

- (1) 市関係課
- (2) 医療関係機関
- (3) 司法関係機関
- (4) 社会福祉協議会
- (5) 児童福祉施設
- (6) 民生委員、児童委員及び人権擁護委員
- (7) 学校その他の教育機関
- (8) 国、千葉県その他の行政機関
- (9) その他会議の目的を達成するために必要と認められる機関等

(会議の開催)

第3条 要保護児童等への対応を担当する所属長は、当該要保護児童等に対する具体的な支援の内容を検討する上で必要と認めたときは、会議を開催するものとする。

2 前項の定めるところにより会議を開催する所属長（以下「主催者」という。）は、当該会議において検討すべき内容を考慮して、前条に定める関係機関に出席を依頼するものとする。

3 主催者は、会議の開催に当たり必要と認めたときは、当該会議の内容につき専門的知見を有する者（要保護児童等及び当該保護児童等の属する世帯と一切の関係を有さない者に限る。）に出席を求め、その助言を聞くものとする。

4 主催者は、第1項の定めるところにより会議を開催する旨を決定したときは、速やかに、個別ケース検討会議開催通知書（様式第1号）により、当該会議への出席を求める者に対し通知するものとする。ただし、主催者が通知を要しないと認めたときは、これを省略することができる。

(報告)

第4条 主催者は、会議を開催したときは、速やかに、個別ケース検討会議開催報告書（様式第2号）により、当該会議の出席者及び欠席者にその結果を報告するものとする。また、こども家庭支援課長は必要と判断する場合、その結果の報告を求めることができる。

(記録及び資料の保管)

第5条 主催者は、開催した会議に係る記録及び資料を適切に保管するものとする。

(秘密の保持)

第6条 会議に出席した者は、当該会議に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第7条 主催者は、開催しようとする会議の出席者に対し、報償費を支払う必要があるときは、速やかに、その旨をこども家庭支援課長に連絡するものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、こども家庭支援課長が市関係課に諮って定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 千葉県児童虐待対応チーム運営要領（平成14年4月1日）は、廃止とする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。